

第8章 総合庁舎建設に向けて

1. 今後の検討について

(1) 基本計画の策定

今後、総合庁舎の建設に向けて、総合庁舎設計のための具体的な条件整理などをまとめた基本計画の策定を進めていきます。基本計画の策定にあたっては、各種上位計画および本構想に基づく検討を行います。

(2) 建設地の決定、用地確保

建設地の決定にあたっては、宮古島市庁舎等建設委員会において答申された候補地の優先順位をもとに、市長が市としての方向性を示します。庁舎の位置を変更する場合は、地方自治法に則り、議会において出席議員の三分の二以上の同意を得る必要があります。その後、基本計画において、建設地の現状や課題等を整理し、計画の詳細を策定していきます。また、土地の取得にあたり関係各機関との連携が必要な場合は、随時協議を行っていきます。

(3) 市民との協働、周辺まちづくりとの連動

総合庁舎建設に向け、より良い市民サービスの提供のため、今後の計画、設計段階においても、市民や関係各機関との協働が不可欠となっています。また、総合庁舎の建設にあわせた周辺のまちづくりについても、本市の重要な課題として取り組んでいく必要があります。